

令和4年11月吉日

一般社団法人千葉県作業療法士会 御中

千葉市経済農政局経済部産業支援課長

千葉市中小企業者緊急特別支援金事業の周知について（依頼）

コロナ禍における急激な原油価格・物価高騰の影響で苦しい経営環境が続く個人及び法人等の中小企業者に対して、市独自の支援金として「千葉市中小企業者緊急特別支援金」を創設し、8月25日から受け付けを開始しています。

これまで、支援金の対象期間を令和4年4月～8月としていましたが、今回新たに令和4年9月～11月を追加します。

このたび、申請書類一式及び周知チラシを作成いたしましたので、当事業に関心をお持ちの事業者様への配布にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 送付資料 周知チラシ 30 部

2 事業概要

(1) 原油価格・物価高騰対応

対象期間	令和4年4月～8月			令和4年9月～11月
給付要件	以下の①～③に該当すること。 ①原油価格・物価高騰の影響により対象期間の対象となる費用（原材料費、燃料費、光熱費）の合計が、対前年比で増加していること ②千葉市内に本店（法人）又は主たる事業所（個人事業主）を有する中小企業者 ③今後も千葉市内で事業を継続する意思がある者			
コスト増加額	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	<u>20万円以上</u>
給付額 (1者あたり)	5万円	10万円	15万円	<u>一律10万円</u>
受付期間	令和4年8月25日～令和5年1月31日 (12月15日締め切りを期間延長)			<u>令和4年12月1日～令和5年1月31日</u>

(2) BCP策定加算

ア 給付要件

以下の（ア）～（ウ）に該当すること。

（ア）2（1）原油価格・物価高騰対応の受給者であること

（イ）中小企業庁の中小企業BCP策定運用指針入門コースで定める7項目（①基本方針

②重要商品③被害想定④事前対策の検討⑤緊急時の体制⑥BCPの定着⑦BCPの見直し）を含むBCPを策定していること

(ウ) 自然災害及び感染症を踏まえたBCPを、令和2年4月以降に策定又は改定していること

イ 給付額 1者当たり10万円

ウ その他(ア) BCP策定加算の受付期間は原油価格・物価高騰対応と同様です。

(イ) BCP策定加算の受給は令和4年4月～8月又は令和4年9月～11月のいずれか1度限りです。

3 申請方法

オンライン又は郵送

申請書類は、市役所本庁舎(2階産業支援課)、区役所に配架するほか、ホームページに掲載します。

4 申請サポート

(1) 説明会及び個別相談会の開催

ア 開催日時 令和4年12月14日(水) 14時00分

イ 開催場所 千葉市生涯学習センター3階 大研修室(中央区弁天3-7-7)

(2) ホームページへのBCP説明動画の掲載

ホームページには、支援金の申請書やBCPの参考様式のほか、BCPの必要性や概要、具体的な書き方を収めた動画を掲載します。

(3) 対面相談窓口の設置(申請期間中、常設)

面会又はオンラインによる相談ができる窓口を支援金事務局に設置します。

※ 事前予約が必要です。

5 その他

(1) 問い合わせ先

千葉市中小企業緊急特別支援金事務局(委託事業者 株式会社JTB千葉支店)
〒260-0015 千葉市中央区富士見2丁目15番11号 IMI千葉富士見ビル4階
電話 043-202-1821(平日8:30~17:30 土日・祝日はお休み)

(2) ホームページURL

<https://chibacity-kinkyushien.com/>



経済振興班

担当 森本・千島

電話 043-245-5277(内90-3024)

E-mail sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

千葉市に本社がある事業者へ
最大 **35万円** を給付します！



原油価格・物価高騰の影響を受けて
コストが増加※している

※4～8月のコストが対前年比で10万円以上増加又は9～11月のコストが対前年比で20万円以上増加していること

個人
事業主も

法人も

幅広い業種が対象になります！

対象となる費用（コスト）

品目 電気、ガス
ガソリン、重油、軽油、灯油
原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃

全ての領収書がなくても
該当する品目のみで

申請可能

令和4年4～8月 のコスト増に対して **5～15万円**

令和4年9～11月のコスト増に対して **10万円**

+ BCP策定加算
(事業継続計画)

10万円

申請期間

4～8月分 令和4年8月25日～令和5年1月31日

9～11月分 令和4年12月1日～令和5年1月31日

※郵送の場合は当日消印有効

千葉市中小企業者緊急特別支援金事務局

☎043-202-1821

平日8:30～17:30 土日・祝日・年末年始はお休み

緊急特別支援金 特設WEBサイト

<https://chibacity-kinkyushien.com>



申請はオンライン又は郵送にて受付します。

① 4月～8月のコスト増加額に応じて、
5万円or 10万円or 15万円を給付します。

② 9月～11月のコスト増加額に応じて、
10万円を給付します。

令和3年 4～8月	比較		令和4年 4～8月
コスト 増加額※	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
給付額	5万円	10万円	15万円

令和3年 9～11月	比較		令和4年 9～11月
コスト 増加額※			20万円以上
給付額			10万円

※令和4年4月から8月までの期間に国、県、市等行政機関が実施する原油価格・物価高騰に係る支援金等を受給（申請を含む）した場合、その金額をコスト増加額から差し引きます。

※令和4年9月から令和5年1月までの期間に国、県、市等行政機関が実施する原油価格・物価高騰に係る支援金等を受給（申請を含む）した場合、その金額をコスト増加額から差し引きます。

③ **BCP策定加算** ※BCPを策定又は改定した場合、10万円を加算して給付します。

・BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）とは

大地震などの自然災害や感染症などの緊急時においても、事業を継続させ早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための対策をあらかじめ整理し、決めておくものです。

本支援金申請に必要なBCPは、中小企業庁のBCP策定運用指針入門コース相当で、1～2時間程度で作成可能な内容です。


※自然災害だけでなく感染症も踏まえたBCPである必要があります。

給付対象者

※以下の要件は対象要件の概要版であり、受給対象となることを保証するものではありません。
詳細は手引き、もしくは事務局にご確認ください。

- 原油価格・物価高騰の影響により、令和4年4月から8月における原材料費等のコスト※が対前年比で10万円以上増加した中小企業者等。
又は、令和4年9月から11月における原材料費等のコスト※が対前年比で20万円以上増加した中小企業者等。
※対象となる費用・・・原材料費（原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃）、光熱費（電気、ガス）、燃料費（ガソリン、重油、軽油、灯油）
- 4月から8月における申請の場合：令和3年8月までに開業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小事業者等。
9月から11月における申請の場合：令和3年11月までに開業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小事業者等。
【法人の場合】直近の確定申告書で納税地が千葉市であること。【個人事業主の場合】主たる事業所が千葉市である又は千葉市に住所を有すること。
- 今後も千葉市内で事業継続の意思がある。

申請サポート

- 千葉市中小企業者緊急特別支援金事務局 ☎043-202-1821
平日8:30～17:30 土日・祝日・年末年始はお休み
面会又はオンラインによる相談ができる窓口を支援金事務局に設置します。※事前予約必要
- 千葉市緊急特別支援金 特設WEBサイト 
<https://chibacity-kinkyushien.com>
支援金の申請書やBCPの参考様式のほか、BCPの必要性や概要、具体的な書き方などを収めた動画を掲載します。
- 説明会及び相談会の開催
支援金の申請方法やBCPの書き方を説明するほか、個別相談会を開催します。
日時：12月14日（水） 14時
場所：千葉市生涯学習センター3階 大研修室
説明会の詳細については、特設WEBサイトをご確認ください。参加に当たっては、事前申請が必要です。
また、オンラインでも参加できますが、個別相談会は、会場参加のみとなります。※内容は、9月・10月に開催した説明会と同じです。

Q&A

Q 申請書類の入手方法は？

A 市役所本庁舎（2F産業支援課）、各区役所にて配架をしているほか、特設WEBサイトからダウンロードが可能です。

Q どのくらいの期間で給付が受けられるか？

A 書類に不備が無い場合は、概ね4週間程度で支援金をお振り込みします。

Q 申請に必要な資料は？

- A ○申請書（3枚又は4枚） ○誓約書・同意書 ○添付書類チェック表 ○確定申告書などの写し
○1年前の単価と直近の単価が分かる書類として仕入台帳、納品書、領収書のいずれかの写し（主な物品についてのみ）
○BCPの写し、BCP策定加算申請時チェックリスト（BCP策定加算を申請する場合）

Q コストはどのように比較するべきか？

A 原油価格・物価高騰の影響を受けた品目を選び、令和3年、令和4年の4月～8月または9月～11月のコスト合計を比較します。
また、比較する物品は令和3年と令和4年で同等品である必要がございます。

注意！

支援金の不正受給は犯罪です！

申請の手引きで給付要件をよく確認し、不正受給にならないよう、
十分注意して申請手続きを行ってください。